

# AI 関与発明を人の発明として特許出願する場合のリスクと防止策

確認日: 2026 年 5 月 19 日

ChatGPT-5.5 Pro

## Executive Summary

2026 年 5 月 19 日時点で確認した限り、日本、米国、欧州、中国のいずれでも、AI それ自体を発明者又は発明人として記載する実務は採れません。ただし、「なぜ駄目なのか」と「どこまで人間関与を証明すべきか」は法域ごとに違います。

日本では、2025 年 1 月 30 日の知財高裁判決が、現行特許法は自然人が発明者である発明について特許を受ける権利と特許付与手続を定めているにすぎず、AI 発明には現行法に基づき特許を付与できないと判示しました。もっとも、同判決は、AI 発明が特許法上の「発明」の概念に含まれるか否か自体については判断していません。したがって、日本実務では「純 AI 生成は 2 条 1 項の発明概念から当然に除外された」と断定するのではなく、「現行制度の下では特許付与が困難又は不可とされた」と整理するのが正確です。[JP-1]

米国は AI を道具と位置付け、AI 支援発明にも従来の inventorship 基準、特に conception を適用します。2025 年 USPTO 改訂ガイダンスは、2024 年の AI 支援発明ガイダンスを撤回し、AI 支援発明について別個の基準を設けないと整理しています。欧州では、EPO 実務上、発明者指定は必須であり、機械を発明者として指定することは EPC 81 条・Rule 19 に適合しません。中国では、発明人は実質的特徴に創造的貢献した自然人であり、AI は民事主体ではないため発明人になれない、という整理が採られています。[US-1][EU-1][EU-2][EU-3][CN-1]

企業の最大リスクは、AI 名義で出願して方式上拒絶されることだけではありません。より大きいのは、AI 関与が強い案件を人間発明者名義で出願した後、請求項単位で、(1) 人間発明者の実在と寄与、(2) 権利帰属、(3) 宣誓・申告内容の正確性、(4) AI 利用過程の完全性と改ざん防止、を説明できなくなることです。

実務上の最優先事項は、「AI を使ったこと」を隠すことではなく、「どの請求項の、どの技術思想を、どの人間が、どの時点で、どの証拠に基づいて完成させたか」を設計し、その証拠を日常運用で自動的に残すことです。発明ノート、実験ログ、設計履歴、コミュニケーション記録、AI プロンプト・出力・モデルバージョン、アクセスログ、発明者判定メモ、職務発明・譲渡関係書類を、タイムスタンプ、ハッシュ、署名、アクセス統制、WORM 保管、リーガルホールド手順まで含めて一体化する必要があります。

## 各法域の現行ルールと最近事例

本報告でいう「欧州」は、EU 全域の統一私法ではなく、主としてEPCに基づく EPO 実務を指します。職務発明の細部や報酬・補償は加盟国国内法に委ねられる部分があるため、本節では「EPO 出願・指定発明者・権利の起源」に焦点を当てます。

| 観点         | 日本  | 米国   | 欧州  | 中国   |
|------------|---|--|---|--|
| 発明者要件      | 現行法は自然人発明者を前提に、特許を受ける権利・出願手続を設計。  | 発明者は自然人。AI は inventor / joint inventor になれない。        | 発明者表示は必須。EPO 実務では発明者は自然人であることが前提。                           | 発明人は実質的特徴に創造的貢献した自然人。                          |
| AI 関与の基本整理 | AI 名義は不可。人間の創作活動を説明できないAI 発明には現行法上特許付与不可との高裁判決。ただし 2 条 1 項の発明概念該当性は未判断。 | AI は道具。人間が請求発明を conception したかを従来基準で判断。              | AI 名義は不可。形式審査と特許性審査は別だが、権利の起源が後日問題になり得る。                    | AI は民事主体でないため発明人不可。本人情報の真实性確認が強化。              |
| 出願書類上の焦点   | 国内書面・願書の発明者氏名・住所/居所。  | ADS と oath/declaration に自然人発明者を記載。署名・真实性・candor が重要。 | Art. 81 / Rule 19 の inventor designation と origin of right。 | 請求書の全発明人実名・本人情報・真实性。                           |
| 近時動向       | 2025 年知財高裁判決。政策論としてはAI 利用発明・AI 自律発明の取扱いを継続検討。                           | 2025 年改訂ガイダンスで 2024 年AI 支援発明ガイダンスを撤回し、従来基準に回帰。       | J 8/20・J 9/20 を維持。EPO は発明者指定の正確性自体は検証しない。                   | 2024 年 DABUS 復審、2026 年施行の審査指南改正で発明者情報の真实性を明確化。 |

上表の要点は、日本は自然人発明者を前提とする現行制度の限界、米国は請求項ごとのconception、欧州は自然人の指定と権利の起源、中国は自然人性・民事主体性・本人情報の真实性が中核になる、という点です。

### 日本

日本の特許法は、「発明」を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義し、特許法 29 条 1 項柱書は「産業上利用することができる発明をした者」に特許を受けることができると定めています。願書には発明者の氏名及び住所又は居所を記載する必要があり、国際出願の国内移行でも国内書面の発明者氏名等が問題になります。[JP-1]

2025 年 1 月 30 日の知財高裁判決は、DABUS を発明者として記載した PCT 国内移行案件について、現行特許法は自然人が発明者である発明について特許を受ける権利を認め、特許を付与するための手続を定めているにすぎないから、AI 発明については同法に基づき特許を付与できない、と判示しました。さらに、AI 発明が特許法上の「発明」の概念に含まれるか否かについては判断するまでもない、と述べています。[JP-1]

したがって、実務上は「AI 発明は特許法 2 条 1 項の発明ではない」と断定するのではなく、次のように整理すべきです。

- AI それ自体を発明者として記載する出願実務は採れない。
- 自然人の創作活動を説明できないAI 発明については、 現行特許法の下で特許付与が困難又は不可とされた。
- ただし、 AI 発明が2条1項の「発明」概念に含まれるかという概念論自体は、 同判決では未判断である。

日本を含むファミリー出願を企図する企業は、 技術課題の設定、 探索空間の限定、 候補案の選択、 非自明な修正、 実験による検証、 最終的請求項化のどこに自然人の創作活動があるのかを、 後から説明可能な形で残す必要があります。

政策論は流動的です。 JPO 資料では、 自然人がAI を利活用して行った発明を特許法上の発明に該当する方向で検討することや、 いわゆるAI 自律発明の取扱いには様々な意見があることが示されています。 もっとも、 2026年5月19日時点で、 AI を発明者として認める立法変更は実現していません。 [JP-2]

職務発明については、 日本法は従業者等の発明を前提に、 契約・勤務規則等で使用者が特許を受ける権利を原始的に取得する仕組みを認める一方、 従業者等には相当の利益を保障する建付けです。 したがって、 日本企業では、 AI 利用ポリシーだけでなく、 職務発明規程、 発明報告制度、 相当の利益算定・支払プロセスまで AI 関与案件に対応させる必要があります。

## 米国

米国では、 35 U.S.C. §100(f) が inventor を「individual」と定義し、 §115 は発明者名と oath/declaration を要求し、 §116 は共同発明を定め、 §261 は出願・特許・持分が書面で譲渡可能であることを定めています。 DABUS 事件に関する連邦巡回控訴裁判所判決は、 Patent Act 上の発明者は自然人であり、 AI は発明者になれないと判示しました。 ただし、 人間がAI の支援を受けてした発明が特許対象たり得るかという問題には判断を示していません。 [US-3]

USPTO の 2025 年改訂ガイダンスは、 2024 年2月のAI 支援発明ガイダンスを全面的に撤回し、 AI 支援発明について別個又は修正された inventorship 基準はないと整理しました。 AI システムは研究データベース、 ラボ機器、 ソフトウェアと同様の道具であり、 1人の自然人がAI の助けを借りた場合の問いは、 その人が伝統的 conception 基準の下で請求発明を着想したかです。 複数の自然人が関与する場合だけ、 従来の joint inventorship 原則が適用されます。 [US-1]

米国実務で特に重要なのは、 発明者名が単なる願書記載ではなく、 宣誓・署名・真実性・ candor の問題と結びつくことです。 USPTO のAI 利用ガイダンスは、 AI を用いてUSPTO 提出文書を作成する場合でも、 既存の candor and good faith 義務、 署名に伴う certification、 守秘義務、 機密情報・輸出規制上の配慮がそのまま適用されることを説明しています。 [US-2]

また、 PCT 又は外国優先権との関係にも注意が必要です。 2025 年USPTO 改訂ガイダンスは、 優先権・benefit を主張する米国出願と先願との間で、 同一の自然人発明者又は少なくとも1名の自然人共同発明者が共通している必要があると整理しています。 外国出願がAI ツールを唯一の発明者としている場合、 その優先権主張は受け入れられないとされています。 国際出願に非自然人の共同発明者表示がある場合でも、 米国国内移行時のADS では自然人発明者のみを記載して整合させる必要があります。 [US-1]

米国向けの実務含意は三つです。 第一に、 AI 関与案件では請求項要素ごとの conception メモを必須化すること。 第二に、 起草補助にAI を使う場合でも、 引用、 実験事実、 先行技術評価、 発明者叙述を必ず人間がレビューすること。 第三に、 雇用契約・委託契約・共同研究契約では、 将来発明の帰属と協力義務を、 書面譲渡を前提に明確にしておくことです。

## 欧州

EPO 実務では、EPC 81 条が欧州特許出願に発明者の指定を要求し、出願人が発明者でない場合は欧州特許を受ける権利の起源を示す声明を要求しています。Rule 19 は、指定発明者の氏名・住所等を記載すること、出願人が発明者でない場合は別紙で提出すること、EPO が発明者指定の正確性を検証しないことを定めています。[EU-1][EU-2]

DABUS 事件に関する J8/20・J9/20 では、機械を発明者として指定することは EPC 81 条・Rule 19 に適合しないと整理されました。EPO の Legal Board of Appeal は、機械は EPC 上の発明者ではないとしています。[EU-3]

欧州では、発明者表示の審査が形式要件として扱われ、特許性の実体審査とは別に進みます。Rule 19(2)により EPO は発明者指定の正確性を検証しないため、形式的には自然人名義で進む余地があります。しかし、これは安全を意味しません。後日の entitlement 紛争、雇用関係紛争、共同研究紛争に備えて、出願人側が自然人発明者の寄与と権利の起源を自前で検証・保存する必要があります。

欧州段階で発明者指定が欠ける場合、補完機会が与えられますが、期間内に不備が解消されなければ拒絶に至ります。したがって、欧州向けには、「AI 名義は不可」「自然人名義と origin of right を整える」「EPO が正確性を検証しない分、会社が証拠化する」という三点を外さないことが重要です。[EU-4]

## 中国

中国では、特許法実施細則 14 条が、発明人とは発明創造の実質的特徴に創造的貢献をした人であり、組織業務のみ、物質技術条件の便宜供与のみ、その他補助的作業のみの者は発明人ではないと定めています。これは AI 関与案件で極めて重要で、単なるプロンプト投入者、単なる試験実施者、単なるマネージャーを安易に発明人に載せることを許しません。

2024 年の CNIPA 復審事件では、DABUS は民法上の民事主体に当たらず、専利法上の発明人関連の財産権・人格権の主体たり得ないため、専利行政手続上の発明人と認定できないと説明されています。ここでは、単に自然人でないから不可というだけでなく、発明人制度は民事権利主体を前提に設計されているという理屈が前面に出ています。[CN-1]

近時動向として、2024 年末の「人工智能相关发明专利申请指引（试行）」と、2026 年 1 月 1 日施行の 2025 年審査指南改正が重要です。前者は AI 関連発明の説明書作成について、モデル構築・学習を含む場合のモジュール、階層・接続関係、学習ステップ、パラメータ等の記載や、具体分野への適用型での入力・出力データの内在的対応関係の説明を重視しています。後者は、発明人が自然人であり、全発明人の本人情報を真実に記載すべきこと、単位・集体・AI 名称を発明人として記載してはならないことを明確化しています。[CN-2][CN-3][CN-4]

また、中国には「非正常専利申請」規制があり、発明内容が主としてコンピュータ技術等によりランダム生成されたものは非正常申請行為に含まれ得ます。純 AI 生成・粗製乱造型の出願に対する追加的リスクとして、中国向けには別建ての出願品質審査ゲートを設ける方が安全です。

## 証拠設計と記録化

四法域の差はありますが、証拠の設計思想は共通です。請求項に表れた技術思想を、自然人の創作・着想・選択・修正・検証に結び付けることです。日本では自然人の創作活動、米国では conception、欧州では自然人発明者の指定と権利の起源、中国では実質的特徴への創造的貢献と本人情報の真実性が要件になります。

したがって、記録設計は「プロジェクト単位」ではなく、「請求項発生単位」「技術特徴単位」で組むべきです。

## 運用フロー

| No. | 工程                     | 記録・判断のポイント                           |
|-----|------------------------|--------------------------------------|
| 1   | 研究課題の設定                | 人間が解くべき技術課題、評価指標、制約条件を明記する。          |
| 2   | AI 利用承認                | 利用ツール、外部送信可否、入力可能データ、ログ取得方法を確認する。    |
| 3   | プロンプト・モデル・出力の自動記録      | セッションID、モデル版数、設定、入力、出力、添付資料を保存する。    |
| 4   | 人間による評価・選別・修正          | 採用理由、不採用理由、修正内容、技術的判断者を記録する。         |
| 5   | 実験・試作・シミュレーション         | 再現性、失敗例、比較対象、検証担当者を残す。               |
| 6   | 請求項候補の作成               | 請求項要素と技術的特徴を分解し、証拠IDと紐付ける。           |
| 7   | 請求項ごとの発明者マッピング         | 人間の寄与を請求項単位で整理し、除外者の理由も記録する。         |
| 8   | 発明者審査会                 | 知財・法務・研究責任者が発明者性と権利帰属を確認する。          |
| 9   | 出願書類作成                 | 明細書上の技術開示と内部証拠を区別し、AIが発明した表現を避ける。    |
| 10  | 出願時Evidence Bundle 固定化 | manifest、ハッシュ一覧、保存先、責任者を固定する。        |
| 11  | 補正ごとの再判定               | 補正請求項に応じて発明者・権利帰属・宣誓内容を再確認する。        |
| 12  | 紛争発生時のリーガルホールド         | ログ削除停止、原本保全、chain of custody管理を実施する。 |

この流れで重要なのは、AI 利用の前後で「何が自動記録され、何が人間の判断として明示記録されるか」を分けることです。AI セッション記録はAI が何を出したかを示し、発明者判定メモは人間が何を採用し、どう修正し、なぜ請求項に昇華したかを示します。前者だけではAI 主導に見え、後者だけでは後付けメモに見えるため、両者を別レイヤーで持つことが重要です。

## 企業が最低限そろえるべき証拠パッケージ

| 記録類型        | 最低限の記録項目                              | 保存方法                  | 改ざん防止                           |
|-------------|---------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 発明記録票       | 課題、従来技術、着想日時、発明者候補、AI 使用有無、請求項候補、選択理由 | ELN/DMS で案件ID 連結      | 作成時と承認時に電子署名、ハッシュ固定             |
| 実験・試作ログ     | 条件、データ、失敗例、再現性、バージョン、担当者              | ELN・Git・試験系ログ保管庫      | 日次締め、変更履歴不可逆化                   |
| 設計履歴        | CAD/コード/モデル設計差分、チケット、レビュー履歴           | Git/PLM/チケットシステム      | signed commit / tag、週次 manifest |
| AI セッション記録  | ツール名、モデル名、版数、設定値、プロンプト、添付資料、出力、採否理由   | AI 利用記録DB+ 原本エクスポート保管 | セッションID、UTC/JST 併記、出力ハッシュ       |
| コミュニケーション記録 | 会議体、参加者、決定内容、誰が何を提案したか                | 議事録、メール、チャットアーカイブ     | 決裁済みPDF化、原本保持                   |
| アクセスログ      | 誰が何のモデル・資料・案件にアクセスしたか                 | SSO/SIEM/監査ログ         | 保持期間固定、削除権限分離                   |
| 発明者判定メモ     | 請求項ごとの寄与、除外者、根拠証拠リンク、審査会結論            | 法務・知財管理フォルダ           | 弁理士/法務承認、版管理                    |
| 権利帰属書類      | 雇用契約、職務発明規程、譲渡書、共同研究契約、委託契約           | 契約管理システム              | 原本保存、電子契約証跡、登載・通知履歴             |

実務上は、上記をバラバラに保存してはいけません。出願単位にEvidence Bundle を作り、案件ID、発明タイトル、出願番号、対象請求項、発明者候補、主要証拠リンク、ハッシュ値一覧、保存先、保管責任者を1つのmanifest に束ねるべきです。

## 発明記録テンプレート

発明記録票  
案件ID:  
プロジェクト名:  
作成日: YYYY-MM-DD hh:mm:ss (JST) / UTC  
作成者:  
共同作成者:  
対象技術分野:  
技術課題:  
最も近い先行技術:  
人間が最初に設定した制約条件:  
AI 利用:  
- 利用有無:  
- ツール名:  
- モデル名/版数:  
- 推論設定:  
- 入力した社内資料ID:  
AI 出力の概要:  
人間が採用した要素:  
人間が不採用とした要素:  
人間が行った修正・追加:  
実験/試作/検証の概要:  
請求項候補:  
請求項ごとの寄与者候補:  
- Claim 1:  
- Claim 2:  
除外した者と理由:  
添付証拠:  
- ELN:  
- Git commit:  
- 会議議事録:  
- AI session ID:  
電子署名:  
承認者:

## プロンプト記録フォーマット

AI Session Record  
Session ID:  
日時:  
操作者:  
案件ID:  
利用目的:  
ツール/モデル/版数:  
デプロイ先:  
推論設定:  
入力プロンプト原文:  
参照添付ファイルID:  
出力原文:  
出力ハッシュ:  
人間レビュー者:  
レビュー結果: 採用 / 一部採用 / 不採用  
採用部分:  
人間修正内容:  
外部送信の有無:

機密区分:  
保存先:

## 保存方法と証拠性を高める運用

証拠性を高めるための運用上の要点は、同時性、完全性、追跡可能性、不変性の四つです。同時性のためには、発明記録は発明届提出時にまとめるのではなく、AI セッション終了直後、設計レビュー直後、試験終了直後に自動生成又は半自動入力させるのが望ましいです。完全性のためには、良い結果だけでなく、ボツ案・失敗試験・不採用出力も残すべきです。追跡可能性のためには、案件ID・請求項ID・証拠IDを統一し、不変性のためには、WORM ストレージ、保持ロック、ハッシュ化、電子署名、週次又は月次の外部署名付き manifest 固定化を推奨します。

| 時点      | 行うこと                            |
|---------|---------------------------------|
| 同日      | AI セッション原本保存、実験ログ確定、会議議事録承認     |
| 3 営業日以内 | 発明記録票の起票、主要証拠へのリンク付け            |
| 7 営業日以内 | 発明者候補の暫定判定、追加実験・追加記録の指示         |
| 出願前     | 請求項ごとの発明者マッピング、権利帰属確認、契約確認      |
| 出願日     | Evidence Bundle を固定化し、ハッシュ一覧を保存 |
| 補正時     | 補正請求項に応じて発明者判定を再実施              |
| 紛争兆候時   | リーガルホールド、ログ削除停止、法務主導の収集開始       |

## 出願書類と国別ドラフティング

出願書類では、明細書の技術記載、発明者・権利帰属の手續記載、社内証拠保存を切り分けて考える必要があります。AI 関与案件では、明細書側で「完全自律AI が発明した」と読める叙述を不用意に入れると、日本や中国ではリスクを増やし、米国では conception の人間性と齟齬を生み、欧州では形式上の自然人指定と技術叙述が不整合になります。

一方で、AI 利用自体を隠し、技術形成過程の重要事実を省くと、米国の candor 義務や後日の証拠整合性で苦しくなる可能性があります。したがって、AI 利用の事実・プロンプト・出力・採否理由・人間の修正過程は内部証拠として確実に保存し、明細書には発明の技術内容、実施可能性、効果、課題解決手段の説明に必要な範囲で記載します。不要な発明過程の叙述や「AI が発明した」と読める表現は避けるべきです。

| 項目      | 日本                                  | 米国  | 欧州   | 中国  |
|---------|-------------------------------------|---|--|---|
| 明細書     | 人間が設定した課題・制約・選択・検証を、技術内容に必要な範囲で明確化。 | conception を裏付ける技術叙述が重要。AI 出力の検証不足や虚偽引用を避ける。      | 技術開示と発明者表示を区別。過度な発明過程叙述は避ける。                                     | AI モデル構築・学習ならモジュール・層・接続・学習手順・パラメータ、適用型なら入出力関係を明示。 |
| 発明者記載   | 国内書面・願書に自然人発明者の氏名・住所/居所、AI 名称不可。    | ADS と oath/declaration に自然人名。宣誓・署名・真実性を確認。        | Art. 81 / Rule 19 に基づく designation。出願人が発明者でなければ origin of right。 | 請求書に全発明人の実名・本人情報。虚偽発明人・AI 名称を排除。                  |
| 職務発明・帰属 | 規程・契約で原始使用者帰属可。相当の利益の設計が必要。         | 書面譲渡が基本。発明者協力義務を契約化。                              | applicant が inventor でない場合は権利の起源声明が必要。                           | 職務発明は原則として単位帰属。奨励・合理的報酬あり。                        |
| 共同案件    | 共有権なら共同出願。共同研究契約で補正権限も定める。          | joint inventorship は寄与量一律不要だが、conception への寄与が必要。 | successor in title としての根拠資料を整える。                                 | 合作・委託は契約優先。無契約なら法定帰属が問題化。                         |

## 明細書作成の留意点

明細書では、「AI が候補を生成した」という事実よりも、「人間がどの技術課題を解くために、どの制約を設定し、どの候補を比較し、どの理由で採用し、どの実験で確認したか」を主語として書くのが安全です。

たとえば、「生成AI が提案した複数候補のうちA 構成を選択した」だけでは足りません。「A 構成を選択した理由が、熱暴走抑制という技術課題に対し、B やC よりも閾値安定性と再現性で優位であると実験上確認されたため」といった形で、人間の技術的評価を内部記録として残し、明細書には発明の実施可能性と効果を支える範囲で反映します。

中国ではAI モデル案件に対して説明書記載の要求が明文化されているため、モデルや学習工程を請求項に使うなら、その開示不足が別の拒絶理由・無効理由に波及し得ます。[CN-2]

## 発明者記載と宣誓・宣言

発明者記載は、四法域とも「ただ人名を埋めればよい」作業ではありません。日本の国内書面は発明者欄を必須とし、AI 名義での国内移行は却下処分の対象となりました。米国では発明者名がoath/declaration と結び付くため、形式記載の誤りでは済まないことがあります。欧州ではnatural person のdesignation とorigin of right が必要で、EPO は正確性を検証しない一方で、そのリスクを出願人に残します。中国では、従来から実名・自然人要件があり、2026 年からは虚偽発明人の禁止と本人情報の真実性要求が明文化されます。

## PCT を使う場合の戦略

PCT 規則 4.6(c) は、指定国の国内法上の要件が同一でない場合、国ごと又は国群ごとに異なる発明者表示を請求書に記載できることを認めています。[PCT-1] これは理論上有用ですが、本件四法域では少なくとも「AI を発明者にする」という差異を設計する余地はありません。実務上は、原則として全法域で整合する同一の自然人発明者セットを作り、どうしても法域差が出るときだけ国別指定を使う方が安全です。

特に米国では、優先権・benefit を主張する米国出願と先願との間に同一の自然人発明者又は少なくとも1名の自然人共同発明者の共通性が必要になります。PCT 出願時にAI や非自然人を共同発明者として記載した場合でも、米国国内移行時にはADS で自然人発明者のみを記載して整合させる必要があります。したがって、PCT 出願時だけの一回判定で終わらせず、各国国内移行・大幅補正・分割出願のたびに請求項単位で再判定すべきです。[US-1]

## 出願戦略と内部統制

最も安全な出願戦略は、AI を発明者欄に一切出さないこと自体ではなく、AI を使った案件を人間発明として出す根拠を、法域差を意識してあらかじめ作り込むことです。日本向けには自然人の創作活動、米国向けには請求項ごとのconception、欧州向けには自然人inventor designation とorigin of right、中国向けには自然人の創造的貢献と真実な本人情報を中心に据えます。

## 推奨する出願判断ルール

1. 純AI 生成の疑いが強い請求項は、日本を含むファミリーでは原則として見送るか、十分な人間の改変・実験的裏付けが整うまで出願を保留する。
2. 1 つの出願に混在する請求項群のうち、人間発明の裏付けが弱い群は分ける。

3. 共同研究・受託開発では、発明者判定と権利帰属判定を別書面で残し、出願主体、費用負担、補正権限、権利行使方針を事前合意する。
4. 外部AI サービスを使う場合は、入力データの秘密管理、出力物の利用権、再学習利用、ログ保持、第三者権利混入リスクを契約・運用で確認する。

## 内部ポリシーの要点

- ・ 発明報告ポリシー: AI 利用の有無、モデル名、版数、プロンプト管理を発明届の必須項目にする。
- ・ AI 利用ポリシー: 未公開技術情報を社外公開型AI に投入できる場合とできない場合、利用可能ツールのホワイトリスト、ログ保持義務、プロンプトの案件ID 付与を明確化する。
- ・ 職務発明ポリシー: 日本・中国向けの報奨・報酬と、米国向けの書面譲渡協力義務を分けて規定する。
- ・ 共同研究ポリシー: 暫定発明者判定、出願主担当、情報共有範囲、秘密保持、補正権限、訴訟協力を標準条項化する。
- ・ 紛争保存ポリシー: 争いの兆候が出たときにログ削除を停止し、法務主導のリーガルホールドへ移行する手順を明文化する。

## 契約条項例

以下は条項の要点です。実装時には各法域の現地法レビューが必要です。

### 雇用契約・職務発明条項

- ・ 従業員は、業務遂行に関連して完成した発明、考案、ノウハウその他の技術成果について、会社所定の様式により遅滞なく報告し、会社が指定する出願・譲渡・補正・権利維持に必要な書類作成に協力する。
- ・ 従業員は、会社指定のAI システムを利用した場合、当該利用に関するプロンプト、出力、版数、設定及び人間による評価結果を会社の記録管理手順に従って保存する。
- ・ 従業員は、会社の事前承認なく、未公開技術情報、試験データ、発明提案又は顧客秘密情報を外部公開型AI サービスへ入力してはならない。
- ・ 会社は、職務発明について適用法令及び会社規程に従い、発明者に対し合理的な報奨又は利益配分を行う。

### 共同研究・委託契約条項

- ・ 各当事者は、発明者判定を請求項単位で共同実施し、判定根拠文書を作成する。
- ・ 発明の帰属、出願名義、持分、費用負担、補正権限、権利行使・防御方針は、発明届受領後一定期間内に書面合意する。
- ・ AI 利用がある場合、各当事者はモデル名、版数、プロンプト、出力及びログを保存し、紛争時には合理的範囲で開示協力する。

### AI 利用規程・ベンダー契約条項

- ・ ベンダーは入力データ及び出力データを顧客の明示承諾なく再学習に利用しない。
- ・ ベンダーは、出力物の利用権、所有権、第三者権利侵害リスク、OSS・データセット由来のライセンス制約を契約上明確化する。
- ・ ベンダーは監査ログ、アクセスログ、モデル更新履歴を保持し、顧客の合理的請求に応じて提供する。
- ・ ベンダーはデータ保管場所、サブプロセッサ、保持期間、削除手順、インシデント通知期限を明示する。

## 教育と運用フロー

教育は、研究者向け、知財担当向け、法務・IT 管理者向けの三層で実施すべきです。研究者には「AI を使ってもよいが、使った事実と人間の判断を残さなければ、後で発明者性を説明できない可能性がある」というメッセージを徹底します。知財担当には各法域差、特に日本判決の射程、米国の2025年改訂ガイダンス、

中国の 2026 年施行改正を重点教育します。 IT 管理者には、 ログ保持、 アカウント一元管理、 ベンダー監査、 WORM 保管、 リーガルホールド連携を教育します。

## 紛争・ 無効審判への備え

訴訟や無効審判で想定される攻撃点は、 概ね三群に整理できます。 第一群は「そもそも人間発明か」という発明者適格・ inventorship の争いです。 第二群は「人間発明だとしても、 誰に権利が帰属するか」という雇用・ 譲渡・ 共同研究の争いです。 第三群は「証拠が信用できるか」という改ざん・ 後付け・ ログ欠落の争いです。

| 想定される攻撃       | 相手方の主張例                                    | いま準備すべき防御資料                          |
|---------------|--|--------------------------------------|
| 人間発明者性の否定     | 実質はAI が出ただけで人間は着想していない。                    | 請求項マップ、 発明記録票、 AI 出力採否理由、 実験ログ       |
| 発明者の過少・ 過大記載  | 真の共同発明者が漏れている、 単なる管理者が入っている。               | 発明者判定メモ、 会議議事録、 寄与比較表                |
| 権利帰属の不備       | 従業員・ 受託先・ 共同研究先から権利を取っていない。                | 雇用契約、 職務発明規程、 譲渡書、 共同研究契約            |
| 虚偽・ 不正確な出願記載  | oath/declaration や請求書記載が真実でない。             | 提出前レビュー記録、 知財承認記録、 補正履歴              |
| 証拠改ざん疑義       | ログを後から作った、 悪い出力を消した。                       | ハッシュ一覧、 署名済manifest、 WORM 保管証跡、 監査ログ |
| AI ツール守秘違反    | 外部AI に秘密情報を流した。                            | AI 利用承認記録、 ベンダー契約、 入力制御ログ            |
| 第三者権利・ OSS 混入 | AI 出力が第三者著作物、 OSS、 データセット制約、 第三者特許情報に由来する。 | 出力レビュー記録、 ライセンス確認、 先行技術調査、 ベンダー保証    |

## 防御準備の手順

紛争兆候が生じたら、 まずリーガルホールドを発令し、 ELN、 Git、 チケット、 チャット、 会議録、 AI セッションDB、 SS0/監査ログ、 ベンダー提供ログの削除・ 上書きを止めます。 次に、 原本優先で保全します。 PDF 出力だけで済ませず、 可能な限りnative 形式、 メタデータ付き、 ハッシュ付きで複製し、 収集時点のchain of custody を記録します。

三番目に、 技術説明と法的評価を分けます。 研究者の説明メモは技術事実に限定し、 法的なinventorship 結論は知財・ 法務で別文書化した方が、 後の主張整理と秘匿管理が容易です。 特にAI 案件では、 技術者が「AI が考えた」と日常語で表現しがちなため、 事実ログと法的評価メモを混在させないことが重要です。

## 専門家意見の組成

AI 関与発明の争いでは、 専門家意見を最初から複線で準備した方がよいです。 少なくとも、 特許法上の発明者論を説明する弁理士・ 法学者、 AI システムの挙動と限界を説明するAI 技術専門家、 ログとファイルの真正性を説明するデジタルフォレンジック専門家の三層を想定します。 米国案件ならconception、 日本案件なら自然人の創作活動、 中国案件なら実質的特徴への創造的貢献、 欧州案件ならdesignation とorigin of right の整合性、 といった形で、 法域ごとに意見書の中心論点を変えるべきです。

## 実務チェックリストとテンプレート

以下は、 実務担当者が運用設計に落とし込める最低限のチェックリストです。 出願前の一回チェックではなく、 研究開始時、 発明届時、 出願前、 補正時、 紛争兆候時の五段階で回してください。

## 研究開始時

- 利用するAI ツールが社内承認済みである
- モデル名、 版数、 デプロイ先、 ログ取得可否が管理台帳に登録されている
- 外部公開型AI への入力可否ルールが案件担当者に周知されている
- 原資料、 評価基準、 案件 ID が紐付けられている

## 発明届時

- AI 利用の有無が明記されている
- 主要プロンプトと主要出力の原本が保存されている
- 人間が採用した出力と、 不採用にした出力が区別されている
- 技術課題、 制約条件、 選択理由、 検証結果が書かれている
- 発明者候補と除外候補の双方が記載されている

## 出願前

- 請求項ごとの発明者マッピングが完成している
- 日本向けに自然人の創作活動を説明できる
- 米国向けにconception を請求項ごとに説明できる
- 欧州向けにorigin of right の証拠がある
- 中国向けに発明人本人情報と真実性確認が済んでいる
- 米国優先権・国内移行に必要な自然人発明者の共通性を確認した
- 職務発明・譲渡・共同研究契約の齟齬がない
- Evidence Bundle が固定化されている

## 補正時

- 補正後請求項に応じて発明者判定を再実施した
- 新たな技術的特徴について新証拠を紐付けた
- 既存宣誓・申告内容との整合を確認した

## 紛争兆候時

- リーガルホールドを発令した
- ログ削除・ローテーション停止をIT に通知した
- 原本形式での証拠収集を開始した
- 研究者へのヒアリングを事実メモとして実施した
- 専門家候補を選定した

## 証拠保存タイムラインの実務雛形

| フェーズ    | 保存対象                | 責任者     | 完了期限    |
|---------|---------------------|---------|---------|
| AI 利用直後 | プロンプト、 出力、 版数、 添付資料 | 研究者     | 当日      |
| 実験完了    | ELN、 原データ、 解析結果     | 実験責任者   | 24 時間以内 |
| 発明届     | 発明記録票、 発明者候補        | 研究者・ 上長 | 3 営業日以内 |
| 審査会     | 発明者判定メモ、 権利帰属確認     | 知財・ 法務  | 7 営業日以内 |
| 出願時     | Bundle 固定化、 ハッシュ一覧  | 知財      | 出願当日    |
| 補正時     | 追加証拠、 再判定メモ         | 知財・ 発明者 | 補正提出前   |
| 紛争時     | 原本保全、 フォレンジック収集     | 法務・ IT  | 即日      |

## 優先参照すべき一次情報源

社内マニュアルや法律事務所ニュースだけで足りる領域ではなく、今回のテーマは法文・裁判例・庁ガイダンスを原本ベースで読むべき領域です。以下では、本文中の出典記号に対応する一次情報源を整理します。

[JP-1] [知的財産高等裁判所 令和 7 年 1 月 30 日判決 \( DABUS 国内移行事件\)](#)

[JP-2] [JPO 特許制度に関する検討課題について \( 第 54 回特許制度小委員会資料\)](#)

[US-1] [USPTO Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions, 90 FR 54636 \(Nov. 28, 2025\)](#)

[US-2] [USPTO Guidance on Use of Artificial Intelligence-Based Tools in Practice Before the USPTO, 89 FR 25609 \(Apr. 11, 2024\)](#)

[US-3] [Thaler v. Vidal, Fed. Cir. 2022](#)

[EU-1] [EPC Article 81 - Designation of the inventor](#)

[EU-2] [EPC Rule 19 - Designation of the inventor](#)

[EU-3] [EPO J 0008/20 \(Designation of inventor/DABUS\)](#)

[EU-4] [EPO Guidelines A-XIII, 11.1 - Missing designation of inventor](#)

[CN-1] [CNIPA DABUS 復審事件解説 \( 発明人と民事主体\)](#)

[CN-2] [CNIPA 人工智能相关发明专利申请指引 \( 试行\)](#)

[CN-3] [CNIPA 国家知识产权局关于修改《专利审查指南》的决定 \( 局令第 84 号\)](#)

[CN-4] [CNIPA 2025 年《专利审查指南》修改内容解读](#)

[PCT-1] [WIPO PCT Regulations Rule 4.6\(c\)](#)

以上を踏まえると、企業の最適解は「AI を使わない」ことではなく、AI を使ってもなお人間発明者性を説明できる研究設計・記録設計・契約設計・出願設計を標準化することです。四法域の差を一言でまとめれば、日本は自然人の創作活動と現行制度の限界、米国は conception、欧州は designation と origin of right、中国は自然人性と真実性が中核です。社内統制は、この四つを同時に満たすよう設計するのが最も効率的です。